

南山高等学校・南山中学校女子部 部活動指導に関するガイドライン

(ガイドラインの目的)

1. このガイドラインは、南山高等学校・南山中学校女子部（以下「女子部」という。）における部活動指導の心得と手続きを示すとともに、部活動がより効果的で、かつ持続可能な活動であるための総合的な指針を示すものである。
 - ② このガイドラインは、生徒、保護者および地域に説明、公表し、理解を得られるものでなければならない。

(部活動の意義)

2. 女子部における部活動は、多様な生徒の特性、興味、関心に応じて自主的・自発的に参加する、日常かつ継続的な自主活動である。加えて、異学年生徒間の交流、他校生徒との交流や親睦など、授業だけでは得られない教育的効果を目指すものであり、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、生徒の自主的で多様な学びの場としての教育的意義を有し、生徒一人ひとりの心身の成長を目標とする活動である。

(部活動指導の在り方)

3. 女子部における部活動指導は、南山学園が掲げる共通の教育モットー「人間の尊厳のために」および南山高等学校・中学校の校訓「高い人格・広い教養・強い責任感」に基づいて、生徒の尊厳を尊重するものでなければならない。また、生徒の学習時間や心身の健康、成長過程に相応しい休養などが、過度な活動によって妨げられないよう十分配慮したものでなければならない。同様に、指導する者にとっても、心身の過度の負担や疲労が蓄積され、学習指導をはじめとする校務に支障をきたさないよう十分配慮したものでなければならない。

(部活動顧問とその役割)

4. 部活動に部活動顧問（以下「顧問」という。）を置く。顧問は、教員の自発的な意思を尊重し、校長が認めた者がその任に就き、生徒に対して必要な助言や指導・監督を行う。

(外部指導者の活用)

5. 校長は、専門的な指導を求める生徒や保護者のニーズに応えつつ、顧問の負担を軽減するために、必要に応じて顧問の下に外部指導者を置き、効果的に活用する。

(部活動の運営)

6. 顧問は、効率的・効果的な練習方法や集中力の持続を考慮した練習時間の工夫に努め、生徒が自ら進んで運動や文化的な活動に親しむ資質や能力の育成を推進するために、部の指導方針や目標を明確にし、次の各号を定めた適切な活動計画を作成のうえ、校長に提出する。
 - (1) 指導内容・方法
 - (2) 練習・大会等参加日程（平日、土・日・祝日等の学校休業日、長期休業中）
 - (3) 事故発生時における対応
 - ② 顧問は、作成した活動計画を生徒および保護者に十分に説明し、活動への理解を得るよう努める。

(適切な活動量)

7. 校長は、生徒や指導者の心身の疲労回復や負担軽減を図るために、部活動における休養日（活動しない日を含む）ならびに適切な活動時間を次の各号のとおり設定する。

- (1) 休養日は、週当たり2日（平日に1日と週末のいずれか1日）以上設ける。大会等への参加などにより週末に活動する場合は、翌週に代替休養日の確保に努める。
- (2) 活動時間は、学期中の平日は1日2時間程度、学校休業日（土・日・祝日）は1日3時間程度とし、週当たりの活動時間は11時間程度の範囲内とする。長期休業中（考査後の期間を含む）は1日3時間程度とし、週当たりの活動時間は16時間程度の範囲内とする。学校休業日における大会への参加などにより活動時間が長くなる場合ならびに(1)に定める休養日の確保がやむを得ずできない場合は、通常の活動時間を短縮するなど、生徒の体調や健康状態に十分留意する。
- (3) 活動中においても、生徒の体調や健康状態に十分留意し、水分や塩分が補給できる適切な休息時間を確保する。
- (4) 始業前の部活動については、補助的で最小限の活動とし、その目的を明確にして、地域や学校、各部活動の実情に応じて適切な活動時間および内容とする。
- (5) 各学期中間考査・期末考査・学年末考査期間については、原則1週間前から期間終了まで部活動を行わない。ただし、大会等への参加などにより活動を希望する場合は、別途校長の承認を受ける。

(適切な組織体制)

8. 校長は、このガイドラインを学校全体で共有するとともに、顧問に対する安全指導、助言および研修などを実施し、日常の指導時間、校外での活動や大会への参加などによって、顧問の負担が過度にならないよう適宜指導、是正する。

(安全な活動環境の整備)

9. 校長は、安全な活動環境を整備し、緊急時および気象の変化への対応などに備える。

(緊急時の対応)

10. 顧問は、校内外問わず、部活動において事故が発生した場合は、『危機管理マニュアル』に従い、生徒の安全を最優先し、応急処置や必要に応じて救急車などの緊急車両の要請などの処置を講じる。同時に、事故の事実関係を正しく把握し、教頭・保護者に報告する。
 - ② 教頭は、ただちに校長・副校長に報告する。
 - ③ 事務長は、学校事務部長および総合企画室に報告する。同時に、緊急事態発生対策本部または危機管理委員会を招集し、事故原因を分析し、安全管理と指導のあり方を点検するとともに、再発防止対策を早急に講じる。

附 則

このガイドラインは、2019年4月1日から施行する。

附 則

このガイドラインの改正は、2026年4月1日から施行する。